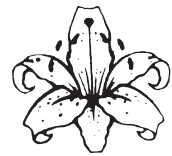


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年12月3日(火曜日)

号外第42号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇〇二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ
○監査委員公表 監査の結果に関する報告について	1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第13号

監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月3日

- | | |
|----------|-------|
| 神奈川県監査委員 | 村上英嗣 |
| 同 | 太田真晴 |
| 同 | 吉川知恵子 |
| 同 | 桐生秀昭 |
| 同 | 松崎淳 |

令和元年定期監査結果報告書
(平成30年度対象)

神奈川県監査委員

本報告書は、平成31年1月から令和元年10月までに実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項及び第11項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員桐生秀昭及び監査委員松崎淳を、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

令和元年10月7日

- | | |
|----------|-------|
| 神奈川県監査委員 | 村上英嗣 |
| 同 | 太田真晴 |
| 同 | 吉川知恵子 |
| 同 | 桐生秀昭 |
| 同 | 松崎淳 |

目次

第1 監査の対象	1
----------	---

第2 監査の実施	1
1 監査等実施方針	1
2 監査実施期間	1
3 監査の範囲	2
4 監査の実施箇所数	2
第3 監査の結果	2
1 監査結果の概要	2
(1) 本庁機関及び出先機関別内訳	2
(2) 局等別内訳	2
2 不適切事項	3
(1) 特記すべき不適切事項	3
(2) 複数の機関で認められた事案	6
3 要改善事項	8
(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	8
(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	11
4 箇所別の監査結果	12
(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	12
(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	27
5 その他特記すべき事項	31

第1 監査の対象

令和元年定期監査の対象は全ての県機関563か所で、その内訳は本庁機関209か所、出先機関354か所である。

なお、出先機関354か所のうち、令和元年5月7日までに結果を取りまとめた77か所については、監査の結果に関する報告を、同年7月8日に議会、知事等に提出し、同年8月23日付けで公表(公報登載)しており、本報告書では「既報告」と表記している。

第2 監査の実施

1 監査等実施方針

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、財務執行の合规性の観点から不適切な事案の有無を監査するとともに、3E監査(経済性・効率性・有効性)の観点から改善すべき事項がないか、事務事業の執行において今後改善又は見直しすべき事項がないかなどを監査する。

2 監査実施期間

この公報は再生紙を使用しています

平成31年1月15日から令和元年10月1日まで
 出先機関：平成31年1月15日から令和元年9月27日まで
 (職員調査は、平成30年12月3日から令和元年7月10日まで)
 本庁機関：令和元年7月23日から同年10月1日まで
 (職員調査は、令和元年5月13日から同年8月8日まで)

3 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要に応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

4 監査の実施箇所数

監査を実施した563か所の監査実施区分別の内訳は、監査(甲)283か所、監査(乙)280か所(うち書面調査164か所)である。

監査区分	監査(甲)	監査(乙)		計
		か所	うち書面	
本庁機関	199	10	0	209
出先機関	84	270	(164)	354
重点所属	19	0	0	19
大規模所属	15	8	0	23
中規模所属	28	36	0	64
小規模所属	3	12	(1)	15
業務定型的所属	19	214	(163)	233
計	283	280	(164)	563

- (注) 1 監査(甲)は監査委員による実地調査、監査(乙)は書記(事務局職員)による実地調査又は書面調査(学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部)を実施
 2 出先機関については、予算や人員の規模などにより区分し、原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに監査(甲)を実施
 3 全ての県機関に対して、毎年監査(甲)又は監査(乙)を実施

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が193件認められ、その内訳は、不適切事項174件(うち既報告29件)、要改善事項19件(うち既報告1件)である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案

- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

なお、平成30年定期監査の結果により当局が講じた措置の内容について監査したところ、特記すべき事態が認められたことから、後記「5 その他特記すべき事項」に記載している。

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した193件の本庁機関及び出先機関別の内訳は、次のとおりである。

区分	令和元年監査			平成30年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	42	132	174	51	119	170	△9	13	4
要改善事項	6	13	19	8	5	13	△2	8	6
計	48	145	193	59	124	183	△11	21	10

(2) 局等別内訳

指摘した193件の局等別の内訳は、次のとおりである。

局等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
		箇所数	件数	不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政策局	22(8)	5	9	5	9	0	0
総務局	27(14)	4	4	2	2	2	2
くらし安全防災局	9(3)	3	4	2	3	1	1
国際文化観光局	7(2)	3	4	3	4	0	0
スポーツ局	5(0)	1	2	1	2	0	0
環境農政局	28(16)	13	25	11	22	3	3
福祉子どもみらい局	26(13)	11	21	10	20	1	1
健康医療局	26(17)	14	20	13	18	2	2
産業労働局	19(10)	6	8	4	5	3	3
県土整備局	37(15)	9	20	9	18	2	2
会計局	3(0)	1	1	1	1	0	0
企業庁	28(17)	15	22	11	18	4	4
議会局	4(0)	1	2	1	2	0	0
教育委員会	200(185)	37	48	36	47	1	1
各委員会等	9(0)	1	1	1	1	0	0
公安委員会	113(54)	2	2	2	2	0	0
計	563(354)	126	193	112	174	19	19

(注) 1 実施箇所数の()は出先機関数で内数

- 2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを含めている。
- 3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 不適切事項

不適切事項は174件で、平成30年監査に比べて4件増加し、2年連続の増加となっている。不適切事項の内容は、後記「4箇所別の監査結果」とおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、財産の項目が26件増加し43件と最も多い件数となったほか、前回最も件数の多かった契約の項目は21件減少したものの、2番目に多い35件となっている。

(監査実施箇所数 令和元年：563か所、平成30年：564か所)

項 目	令和元年監査		平成30年監査		件 数 比較増減	対前年比率
	件 数	構成率	件 数	構成率		
予算執行	14	8.0	11	6.5	3	127.3
収 入	26	14.9	29	17.1	△ 3	89.7
支 出	27	15.5	28	16.5	△ 1	96.4
会 計 事務処理	1	0.6	0	0.0	1	皆増
契 約	35	20.1	56	32.9	△21	62.5
課税徴収	0	0.0	1	0.6	△ 1	皆減
工 事	13	7.5	12	7.1	1	108.3
補助金	0	0.0	2	1.2	△ 2	皆減
現金・ 有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財 産	43	24.7	17	10.0	26	252.9
庶 務	12	6.9	8	4.7	4	150.0
その他	3	1.7	6	3.5	△ 3	50.0
計	174	100.0	170	100.0	4	102.4

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

不適切事項の内容としては、予算の科目を誤っていたもの、財産の使用許可に当たり使用料等の算定を誤っていたもの、設計額や契約額の積算を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものが多数認められたほか、支払期限を過ぎて支払っていたもの、神奈川県財務規則の規定どおりに督促状を発行していなかったもの、使用許可の失念など事務処理の遅れや未処理によるものも多数発生していた。そして、不適切事項として指摘したものの中には、予算の執行及び収入事務における科目の誤りや振替処理の誤りにより、決算の金額にも影響を及ぼすものが散見された。

不適切事項の多くは、各所属における確認不足及び進行管理の不備、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足など、内部統制が十分機能していないことなどに起因するものと考えられることから、関係各機関においては、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令等に係る理解の向上を図るとともに、適正な経理処理を徹底することが必要である。そして、

令和2年4月からの内部統制制度の導入に向けて、業務上のリスクへの組織的な対応策の整備に努めるなど、適正な事務の執行のために、より一層努力する必要がある。

(1) 特記すべき不適切事項

不適切事項174件のうち、特記すべきものが次のとおり44件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 収入

動物保護センター新築工事（衛生）の契約解除に伴う違約金（19,244,304円）のうち、契約締結時に付された履行保証により支払われる金額を差し引いた不足額（196,762円）について、これに相当する金額を出来形部分に相応する請負代金額から控除し、不足額に充当すべきところ、控除しないまま請負代金額を支払い、充当をしていなかった。その結果、当該不足額が平成30年度末において収入未済となっていた。（県土整備局 神奈川県住宅営繕事務所 p.21）

b 財産

共架柱37本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることが設置から10年以上経過した平成30年3月に判明したところ、不当利得返還請求権に基づく使用料相当額の消滅時効が10年であるにもかかわらず、これを5年と誤認したため、平成17年10月1日から平成26年1月31日までの使用料相当額542,949円について、当該債権が時効により消滅したものと誤認し徴収していなかった。（環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p.15）

(4) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

企海第2号綾瀬市深谷中7丁目28番付近配水管改良工事（ゼロ県債）ほか6件の変更設計額の積算に当たり、土砂仮置場の借地料について、誤った借地単価により積算していたため、変更後の設計額（計296,406,000円）が324,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計292,189,680円）が318,600円過小であった。（企業庁 神奈川県企業庁海老名水道営業所 p.22）

b 財産

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する普通財産の有償貸付（契約額10,604,368円）について、平成30年9月から当該貸付に係る貸付料の計算基礎となる土地面積が変動したことに伴い変更契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。これにより平成30年度の貸付料1件、264,600円を過大に徴収していた。（産業労働局 労働部産業人材課 p.19）

○ 東日本旅客鉄道株式会社に対する教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って544,113円を過大に徴収していた。その結果、還付加算金が発生することとなった。(教育委員会 神奈川県立二宮高等学校 p.26)

c その他

○ 個人事業者である設計士と締結した設計監理業務委託契約の対価13,601,520円のうち前払金4,080,000円の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、669,322円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税38,600円の賦課決定を受けて同額を納付していた。[既報告] (環境農政局 神奈川県畜産技術センター p.15)

○ 退職手当の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、2,334,526円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税149,200円の賦課決定を受けて同額を納付していた。(教育委員会 教育局行政部教職員企画課 p.24)

(7) 上記(7)又は(4)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

a 収入

○ 児童福祉施設措置費負担金(平成30年4月分から同年9月分まで)12件、44,552,012円について、調定が3月を超えて遅れていた。[既報告] (福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p.17)

○ 県営住宅駐車場に係る土地使用料1,451件、11,945,608円について、県営住宅管理事業会計の(項)使用料及び手数料(目)使用料(節)使用料の歳入科目で収入調定していたにもかかわらず、その後の事務処理上の確認漏れ等により、(項)事業収入(目)家賃収入(節)家賃収入の歳入科目で収入していた。(県土整備局 神奈川県住宅営繕事務所 p.21)

b 支出

○ かながわアートホール舞台照明設備主幹調光器盤改修工事に係る工事請負契約(契約額32,378,400円)の前払金12,950,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。(国際文化観光局 総務室 p.14)

○ 一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。[既報告] (福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p.17)

○ 企水第626号柳島支管改良(推進)工事(第11工区)に係る工事請負契約(契約額528,560,640円)の部分払金295,930,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。(企業庁 財務部会計課 p.22)

○ 県立学校コンテンツ管理システム構築業務委託契約(契約額29,754,000円)について、業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。(教育委員会 教育局総務室、行政部財務課 p.24)

※2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

○ 神奈川県公立高等学校入学者選抜採点システム装置賃貸借契約(長期継続契約、契約総額118,890,720円)に係る平成31年1月分リース料2,248,992円及び神奈川県公立高等学校に係るパソコン及び光学式マーク読取装置賃貸借契約(長期継続契約、契約総額136,890,000円)に係る同月分リース料2,281,500円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息2件、1,000円を支払っていた。(教育委員会 教育局指導部高校教育課 p.24)

(8) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する普通財産の有償貸付(契約額10,604,368円)について、平成30年9月から当該貸付に係る貸付料の計算基礎となる土地面積が変動したことに伴い変更契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。これにより平成30年度の貸付料1件、264,600円を過大に徴収していた。【再掲】(産業労働局 労働部産業人材課 p.19)

○ 水道用地に係る行政資産の使用許可について、使用者が許可申請せずに通路として使用していることを使用開始から10年以上経過した平成30年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当の概算額3,488,124円のうち、482,880円を徴収していたが、残額3,005,244円について、使用者の消滅時効援用により徴収できなかった。(企業庁 神奈川県企業庁海老名水道営業所 p.22)

○ 全日制授業料の収入未済18件、1,036,165円について、平成26年度から平成28年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。(教育委員会 神奈川県立麻生総合高等学校 p.26)

(9) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○ 平成29年度県営漁港整備事業(県単)監視カメラシステム整備工事(契約額21,038,400円)について、契約書で定めた工期を2回にわたり延長するに当た

り、その都度新たな変更契約を締結すべきところ、これによらず、工事等内容変更指示書により工期延長を行っていた。(環境農政局 神奈川県西部漁港事務所 p.16)

- 地域生活支援事業委託契約ほか3件(契約額計26,792,000円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。(福祉子どもみらい局 総務室 p.16)
- 神奈川県児童相談所全国共通ダイヤル及び子どもテレフォン相談業務委託契約(契約額27,216,000円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月18日に締結していた。(福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p.16)
- 生活困窮者等の農業訓練・社会参加促進支援事業委託契約(契約額10,349,640円)の第4四半期分2,587,410円の履行確認に当たり、同契約に基づいて提出させるべき平成31年3月分の就労準備支援シート及び活動日誌の写しが提出されていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約代金を支払っていた。(健康医療局 神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター p.18)
- 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約5件(契約額計98,779,571円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月1日に締結していた。(教育委員会 教育局行政部財務課 p.24)

(h) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの
該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

- (7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの
- a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
該当なし。
 - b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの
 - (a) 収入
 - 行政財産使用料の収入未済2件、4,182円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、同使用料の収入未済1件、1,296円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p.15)
 - 児童保護措置費自己負担金44件、554,857円及び障害児保護措置費自己負担金8件、57,800円

について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。(福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p.16)

- 平成30年7月分の職員給食費に係る立替収入131件、652,258円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。(福祉子どもみらい局 神奈川県立子ども自立生活支援センター p.17)
 - 児童福祉施設措置費負担金(平成30年4月分から同年9月分まで)12件、44,552,012円について、調定が3月を超えて遅れていた。[既報告]【再掲】(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p.17)
 - 短期入所利用者自己負担金等の収入未済3件、17,066円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済14件、78,905円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、同規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。(福祉子どもみらい局 神奈川県立総合療育相談センター p.17)
 - 公園使用料及び海岸使用料の収入未済2件、17,190円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、公園使用料の収入未済1件、16,956円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。[既報告](県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p.20)
 - 授業料の収入未済8件、475,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。(教育委員会 神奈川県立海洋科学高等学校 p.26)
 - 授業料の収入未済3件、178,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。(教育委員会 神奈川県立大和南高等学校 p.26)
- (b) 支出
- 一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。[既報告]【再掲】(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p.17)

(c) 財産

- 行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが10件あった。(政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p.12)
- 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成30年度の共架柱に係る使用料3件、5,859円が徴収不足であった。(環境農政局 神奈川県東部漁港事務所 p.16)
- 漁港施設の占用許可に当たり、神奈川県漁港管理条例の規定に反した端数処理を行ったため、占用料を誤って許可しているものがあった。これにより、占用料3件、1,099円を過大に徴収していた。(環境農政局 神奈川県西部漁港事務所 p.16)
- 行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間等を誤って教示していたものが11件あった。(健康医療局 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター p.18)
- 電柱の設置などのための行政財産使用許可9件に係る更新許可(許可期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで又は平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、使用料計44,418円)について、平成30年3月29日までに許可を行うべきところ、同年6月26日に行っていた。[既報告](県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p.20)
- 電柱の設置などのための行政財産使用許可について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可を行っていなかった。その結果、使用料14件、4,847円が徴収不足であった。[既報告](県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p.20)
- 行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが128件あった。[既報告](企業庁 神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 p.22)
- 行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが19件あった。(企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p.22)

(d) 庶務

- 日々雇用職員の雇用に当たり、基準報酬額表の適用を誤り、基本報酬(日額)を11,390円とすべきところ、11,060円としていたため、賃金3件、12,210円が支給不足であった。(健康医療局 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 p.18)
- 実習指導者養成教育(社会福祉士)研修に係

る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費3件、6,900円を支給していなかった。(健康医療局 神奈川県小田原保健福祉事務所 p.18)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

全日制授業料の収入未済18件、1,036,165円について、平成26年度から平成28年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】(教育委員会 神奈川県立麻生総合高等学校 p.26)

(f) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(g) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

平成28年度分から平成30年度分までの外来診療に係る医療費還付金の支払について、医療費還付依頼書の提出された日から3月を超えて遅れていたものが111件、567,620円あり、このうち1年以上経過していたものが33件、174,720円あった。また、医療費還付金の支払が遅延したことに伴い、遅延利息33件、7,500円を支払っていた。(福祉子どもみらい局 神奈川県立総合療育相談センター p.17)

b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの

該当なし。

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

該当なし。

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

該当なし。

(i) 前回監査の不適切事項については是正、改善等がされていないもの

a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの

b 措置の実効が挙がっていないもの

c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの

いずれも該当なし。

(2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである(上記(1)で示した事案も含む。)

ア 予算の執行

- 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあった。(10か所)

この不適切な取扱い、予算における科目についての理解が不十分であったことなどによるものである。

イ 収入

- 収入未済金の督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し納付期限から20日以内に督促状を発行していなかったものや、督促状の発行を行っていないものがあった。(7か所)

この不適切な取扱いは、督促状の発行の根拠となる規定等の理解や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

- 収入未済金の督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し督促状の指定期限を誤っているものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、督促状の発行の根拠となる規定等の理解や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

- 光熱水費等の立替収入の調定に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかったものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、調定の根拠となる規定等の理解や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

- 使用料等の調定などに当たり、3月を超えて遅れていたものや、調定を行っていないものがあった。(5か所)

この不適切な取扱いは、担当者の失念や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

- 手数料等として領収した現金について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかったものがあった。(3か所)

この不適切な取扱いは、担当者の失念や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

ウ 支出

- 公共料金等の支払に当たり、支払期限を超えて支払っていたものや、支払を行っていないものがあった。(15か所)

この不適切な取扱いは、担当者の失念や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

エ 契約

- 契約期間の開始日が平成30年4月1日である契約について、会計局長通知に反して同月30日までに契約の締結を行っていないものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、契約相手方への契約書の送付が遅れたことや会計局長通知の趣旨についての基本的な理解が不十分であったことなどによるものである。

- 契約事務において、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していたものがあった。(3か所)

この不適切な取扱いは、入札の実施についての規定等の理解が不十分であったことなどによるものである。

オ 工事

- 工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、誤った単価加算率等を適用して積算していたため、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小となっているものがあった。(9か所)

この不適切な取扱いは、設計担当者の最終段階での確認や検算者のチェックが不十分であったことなどによるものである。

カ 財産

- 行政財産又は行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間等を誤って教示していたものがあった。(5か所)

この不適切な取扱いは、審査請求について規定する法令の改正に伴い、担当者が審査請求できる期間等の文言修正を失念したことや複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 行政財産の使用許可又は教育財産の目的外使用許可の手續を行わずに、電柱等が設置されているものが8か所あり、このことにより使用料を徴収していないものが5か所あった。

この不適切な取扱いは、使用許可に係る規定等の基本的理解や現況確認が不十分であったことなどによるものである。

- 行政財産の使用許可、教育財産の目的外使用許可等に当たり、使用料等の算定を誤っているものがあった。(12か所)

この不適切な取扱いは、使用料等の算定根拠となる規定等の基本的な理解や現況確認が不十分であったことによるものである。

- 行政財産の使用許可、教育財産の目的外使用許可等に当たり、所定の日までに使用許可等を行っていないものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、担当者の失念や進行管理が不十分であったことなどによるものである。

キ 庶務

- 公務出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費を支給していないものがあった。(3か所)

この不適切な取扱いは、職員の勤務状況の把握や複数職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 修学旅行引率指導業務等に従事した場合に支給される教員特殊業務手当を支給していないものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、本人が特殊勤務手当実績整理簿への記載を失念したことや、複数職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 週休日に勤務し、振替を行わなかった、又は振替が可能な期間に振替を行わなかった職員に対して、時間外勤務手当を支給していないものがあった。(3か所)

この不適切な取扱いは、職員の勤務状況の把握や複数職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

3 要改善事項

要改善事項の19件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

① 機械警備業務委託に関する件（総務局神奈川県緑県税事務所、総務局神奈川県自動車税管理事務所、くらし安全防災局神奈川県温泉地学研究所、環境農政局神奈川県農業技術センター北相地区事務所、福祉子どもみらい局神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、健康医療局神奈川県精神保健福祉センター、健康医療局神奈川県食肉衛生検査所、産業労働局中小企業部中小企業支援課、産業労働局神奈川県立東部総合職業技術校、産業労働局神奈川県立西部総合職業技術校、教育委員会神奈川県立生命の星・地球博物館）

※11か所に対する指摘であるため、11件としてカウントしている。

11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

県の本庁機関及び出先機関においては、時間外及び休日等における庁舎等の警備について、一部の庁舎等を除き機械警備を導入しており、当該業務を外部事業者に委託して実施している。

機械警備業務は、一定の設備投資が必要な業務であり、通常、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があることなどから、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の規定により長期継続契約を締結することができる業務とされており、その受注者の決定については、財政課長通知により、競争入札又は

競争的手続によることとされている。

そして、平成25年3月に公表した「長期継続契約制度の委託契約における運用状況」についての行政監査結果報告書では、機械警備業務委託契約について、長期継続契約に移行することにより、単年度契約時に比べて年当たりの契約額が74所属全体で60.1%低下していたとされており、また、最近の実績をみても、平成29年度及び平成31年度に長期継続契約に移行した2所属において、単年度契約時に比べて年当たりの契約額がそれぞれ51.7%、60.8%低下していた。

このように、機械警備業務委託契約については、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められている。また、長期継続契約に移行し競争入札とすることにより、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。

そこで、今回、平成30年度の執行を対象とした定期監査において、各所属における機械警備業務委託契約の状況を確認したところ、本庁機関7所属及び出先機関41所属の計48所属が単年度で契約を締結していた。そして、これらのうち11所属（本庁機関1所属及び出先機関10所属）の12件の機械警備業務委託契約（契約額計4,639,680円）については、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、合理的な理由がないまま、毎年度、単年度契約を繰り返していたり、長期継続契約から単年度契約に移行していたりしており、表のとおり、各契約の予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。その結果、各契約の落札率（予定価格に対する契約額の割合をいう。）は、86.4%から100.0%までとなり、そのうち6件が100.0%となるなど高率なものとなっていた。

(表) 11所属における機械警備業務委託契約の状況

	所属名	予定価格 (A)	契約額 (B)	落札率 (B/A)
本庁機関	産業労働局中小企業部中小企業支援課	479,520円	440,640円	91.9%
出先機関	緑県税事務所	231,984円	231,984円	100.0%
	自動車税管理事務所（相模駐在事務所分）	415,000円	414,720円	99.9%
	自動車税管理事務所（湘南駐在事務所分）	441,000円	440,640円	99.9%
	温泉地学研究所	278,640円	278,640円	100.0%
	農業技術センター北相地区事務所	492,480円	473,040円	96.1%
	鎌倉三浦地域児童相談所	427,680円	427,680円	100.0%
	精神保健福祉センター	450,000円	388,800円	86.4%
	食肉衛生検査所	498,960円	498,960円	100.0%
	東部総合職業技術校	270,000円	269,568円	99.8%
	西部総合職業技術校	276,048円	276,048円	100.0%
	生命の星・地球博物館	498,960円	498,960円	100.0%
	計（11所属12件）	—	4,639,680円	—

したがって、契約の競争性、透明性等を確保すると

ともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、これら

11所属の12件の機械警備業務委託契約について、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

② 林業・木材産業改善資金に関する件（環境農政局 緑政部森林再生課）

林業・木材産業改善資金助成法（以下「助成法」という。）に基づき実施している林業・木材産業改善資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）について、当面貸付需要が見込まれない多額の貸付原資が神奈川県林業改善資金会計（以下「林業改善資金会計」という。）に林業・木材産業改善資金（以下「資金」という。）として保有され、活用されないまま滞留している状況であった。

貸付事業は、助成法に基づき、林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的として、都道府県が特別会計を設置し、貸付事業に必要な資金の3分の2に相当する金額として国（林野庁）が交付した補助金に自己資金等を合わせて資金を造成し、林業経営の改善を促進するために必要な機械の購入又は施設の設置等を行う林業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けるものである。また、この特別会計は、資金を借り入れた林業従事者等からの償還金を受け入れ、これを貸付原資に充当することを繰り返すことにより運営されている。

本県は、特別会計として林業改善資金会計を設置し、

貸付事業を運営しており、昭和51年度から昭和57年度までの7年間、国庫補助と自己資金を合わせて資金の造成を行っている。そして、昭和58年度以降は、償還金のみで貸付資金を賅っているなど、長期にわたり、貸付原資が年間の貸付実績を大きく上回る状況が続いていた。

このため、本県では、資金を貸付需要に対応した適切な資金規模とするため、平成20年9月に林野庁が示した資金に係る自主納付の考え方の指針に基づき、平成21年3月に、当面貸付需要が見込まれない貸付原資12,000,000円のうち、国の補助金額に相当する8,000,000円を国へ自主納付するとともに、県の負担額に相当する4,000,000円について一般会計に繰出しを行っている（以下、この国への自主納付と一般会計への繰出しを合わせて「自主納付等」という。）。

今回、貸付事業について、その後の状況を調査したところ、平成26年度から平成30年度までの5年間における貸付原資、貸付額等の状況は表のとおりとなっており、平成20年度に自主納付等を行ったにもかかわらず、貸付原資が年間の貸付実績を大きく上回る状況が続いており、当面貸付需要が見込まれない多額の貸付原資が林業改善資金会計に資金として保有され、活用されないまま滞留している状況であった。

(表) 貸付事業に係る貸付原資、貸付額等の状況

(単位：千円)

年度	貸付原資(A)			貸付額(B)	(A) - (B)
	前年度繰越金	償還額	計		
平成26年度	49,557	13,491	63,048	6,800	56,248
平成27年度	56,248	11,091	67,339	9,800	57,539
平成28年度	57,539	9,911	67,450	17,500	49,950
平成29年度	49,950	13,959	63,909	21,000	42,909
平成30年度	42,909	12,081	54,990	0	54,990

このことについて、森林再生課は、数千万円規模の貸付が続いた場合に、資金が不足し、貸付に支障が生じる可能性があるなどとして、平成30年度に至るまで自主納付等は行っていないが、上記のとおり、過去5年間の貸付事業の実績をみても、貸付原資が年間の貸付実績を大きく上回る状況が続いていること、平成27年3月に林野庁が新たに示した資金に係る自主納付の考え方についての指針（以下「新指針」という。）に基づき平成29年度から令和3年度までの資金収支見込等により試算すると、自主納付等の額は13,000,000円となることなどを踏まえると、自主納付等を行っていなかったことに合理的な根拠があるとは認められない。

したがって、林業改善資金会計に資金として保有している貸付原資について、貸付需要に対応した適切な資金規模とするため、新指針に基づくなどして所要額を精査した上で、当面貸付需要が見込まれない貸付原資の自主

納付等を行うとともに、今後も適時適切に同様な取組を行うことなどにより、資金の有効活用が図られるよう改善する必要がある。

③ 同一業者との一者随意契約に関する件（環境農政局 神奈川県環境科学センター）

労働安全衛生法に基づく作業環境測定業務の委託について、一括して発注することが可能であったのに、年2回の業務実施の都度発注を行い、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約をしていた。

環境科学センター（以下「センター」という。）では、労働安全衛生法に基づく屋内作業場内の特定化学物質等の測定及び評価に係る作業環境測定業務を、年2回、外部業者に委託して実施している。

センターは、業務実施の都度発注を行っており、委託先業者への発注に当たっては、いずれも予定価格が50万円未満であることから、神奈川県財務規則運用通知第50

条の2関係第4項第5号を適用して見積合せを省略し、同一業者と一者随意契約をしており、その契約額は2回とも476,280円であった。

しかしながら、当該業務は、実施の都度発注しなければならないものではなく、一括して発注することが可能なものであることから、一括して発注することにより事務の効率化が図られることになる。そして、一括して発注することになれば、平成30年度契約における予定価格から判断すると、見積合せを行うこととなり、契約の競争性、透明性等が向上することになる。

したがって、今後、作業環境測定業務の委託に当たっては、事務の効率化を図るとともに、契約の競争性、透明性等を向上させるため、業務実施の都度ではなく、一括して発注するよう改善する必要がある。

④ 給水装置工事に係る路面復旧監督事務費の支払に関する件（企業庁 財務部財務課、水道部経営課、水道部水道施設課）

※3か所に対する指摘であるため、3件としてカウントしている。

複数の水道営業所（以下「営業所」という。）において、一部の道路管理者から請求される公道の掘削を伴う給水装置工事の施行に係る路面復旧監督事務費について、納付期限までに支払が行われていない事態が継続的に多数発生していた。

建物の新築等において、水道の開通等のための給水装置工を行う際には、多くの場合、公道下にある配水管からの引込等が必要になる。公道の掘削を伴う給水装置工の施行に当たっては、道路掘削を行い、引込等の工事後に路面を元の状態に戻す必要があるが、その際の道路復旧舗装工事は、給水装置工事の申込者（以下「申込者」という。）又は申込者から委任を受けた指定給水装置工事業業者（以下、両者を合わせて「申込者等」という。）が舗装工事業の許可を受けている者に発注し施行されている。そして、給水装置工の施行に伴う道路掘削及び道路占用（以下「道路掘削占用」という。）には、道路管理者の許可が必要であり、一部の道路管理者は、路面復旧監督事務費の納付を当該許可の申請者に義務付けている。

神奈川県営上水道では、「給水装置工事設計施行基準・解説」において、公道の掘削を伴う給水装置工事に係る道路管理者への道路掘削占用許可の申請者は、原則として営業所の所長としている。このため、営業所は、路面復旧監督事務費の納付を義務付けている道路管理者から当該事務費の請求を受ける債務者となっている。

営業所は、路面復旧監督事務費の支払に当たり、道路管理者からの路面復旧監督事務費の請求金額を確認後、申込者等に対して、路面復旧監督事務費相当額について納入通知書の送付等を行い、申込者等から路面復旧監督事務費相当額が納付されたことを確認した後に、道路管理者へ路面復旧監督事務費を納付している。このような

事務処理手続としていることについて、営業所は、路面復旧監督事務費については、給水装置工事の申込者が本来負担すべき費用であることに加え、申込者等が路面復旧監督事務費相当額を営業所に納付する前に道路管理者へ納付した場合、特に申込者の都合で給水装置工事が中止になった際などに営業所に生じる未収金リスクを回避する必要があることによるものであるとしている。

しかしながら、上記の事務処理手続では、営業所への路面復旧監督事務費相当額の支払が納付期限までに行われなかった場合や、営業所が設定する路面復旧監督事務費相当額の納付期限を道路管理者への路面復旧監督事務費の納付期限の後に設定せざるを得ない場合などには、道路管理者への路面復旧監督事務費の支払を納付期限までに行うことができない事態が発生し得ることになる。実際に、平成29年度においては、営業所が施行を承認した公道の掘削を伴う給水装置工事3,767件のうち、道路管理者への路面復旧監督事務費の支払を納付期限までに行うことができなかったものが全10営業所で1,218件（32.3%）あり、平成30年度においても、同様の事態が複数の営業所で継続的に発生している状況であった。

一方、営業所は、申込者等からの路面復旧監督事務費相当額の納付を給水装置工の施行承認の条件の一つとしているため、給水装置工を施行する場合には、路面復旧監督事務費相当額は確実に納付されることとなり、また、申込者の都合で給水装置工が中止になった場合においても、道路管理者への支払が必要な路面復旧監督事務費相当額は申込者等から営業所へすべて納付させていた。

したがって、前記のように、路面復旧監督事務費について、納付期限までに支払が行われていない事態が継続的に多数発生していることを踏まえて、申込者等からの路面復旧監督事務費相当額の納付を確認する前であっても路面復旧監督事務費を道路管理者に対し支払うこととするなど、現行の事務処理手続を見直すことにより、道路管理者への路面復旧監督事務費の支払が納付期限までに適切に行われるよう改善する必要がある。

⑤ 配水池清掃工の積算に関する件（企業庁 水道部計画課）

水道工事の配水池清掃工の積算に当たり、水道工事積算基準及び標準歩掛表（以下「水道積算基準」という。）において、歩掛の適用についての考え方が明確に示されていないため、複数の水道営業所において、歩掛の適用を誤っているものがあつた。

各水道営業所における水道工事の積算に当たっては、水道積算基準を用いており、企業局水道部計画課（以下「計画課」という。）は水道積算基準の策定・改定等を所管している。

水道積算基準では、配水池の清掃工を行う配水池清掃工について、柱・壁又は床という2種類の清掃場所の区分と400㎡未満、400㎡以上800㎡未満又は800㎡以上と

いう3種類の清掃面積の規模の区分を組み合わせた6つの区分に応じて、清掃面積100㎡当たりの普通作業員の歩掛が0.29人から1.33人までの範囲で定められており、各水道営業所は、配水池清掃工について、該当する区分に応じた歩掛に普通作業員の単価を乗ずるなどして積算することとされている。

そして、清掃面積の規模の区分について、計画課は、1つの配水池における総清掃面積ではなく、柱・壁又は床という清掃場所ごとの清掃面積による区分であるとしているが、水道積算基準においては、「1池当たり清掃面積」による区分とされていて、清掃場所ごとの清掃面積による区分であるとの考え方が明確に示されていない。

このため、複数の水道営業所において、配水池清掃工の積算に当たり、清掃場所ごとの清掃面積により規模の区分を決定すべきところ、1つの配水池における総清掃面積により規模の区分を決定していて、歩掛の適用を誤っているものがあつた。

したがって、水道積算基準に清掃面積の規模の区分についての考え方を明確に示すことにより、各水道営業所が配水池清掃工の積算を適切に行うことができるよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

① 公園使用料の調定に関する件【既報告】(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所)

神奈川県立葉山公園(以下「葉山公園」という。)における駐車場の管理許可に伴う土地使用料について、平成29年4月から平成30年3月までを対象期間とする分の調定を翌年度である平成30年4月に行っていた。

葉山公園においては指定管理者制度が導入されており、葉山公園の指定管理者は、公園利用者のサービス向上のために、レンタサイクル、レジャー用品レンタル、自動販売機の設置及び駐車場の管理運営を自主事業として行っている。

上記自主事業のうち駐車場の管理運営についてみると、横須賀土木事務所が指定管理者に対して、都市公園法第5条の規定に基づき公園施設の管理許可を行っており、その許可期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までとなっている。そして、公園施設の管理許可に当たっては、神奈川県都市公園条例(以下「都市公園条例」という。)第24条に基づき、使用料を徴収することとされており、その算定に当たっては、都市公園条例別表第2により、使用部分の土地の面積或使用期間などに応じて算定することとなるが、駐車場に係る使用料については、「指定管理者等に対する都市公園使用料の取扱いについて」(平成18年3月1日都公第453号県土整備部長通知)において、土地の面積については直接使用収益をあげている区域のみを、使用期間については駐車料金を徴収する日数のみをそれぞれ算定の対象とすることとする特例措置が定められている。

葉山公園の駐車場には、常設駐車場(使用料徴収対象面積1,022.52㎡、収容台数30台)と臨時駐車場(使用料徴収対象面積2,071.57㎡、収容台数84台)があり、駐車料金を徴収することのある期間(以下「有料開場期間」という。)は、ともに7月、8月及び12月29日から1月3日までの期間並びにこれら以外の期間における土曜日、日曜日及び祝日とされているが、常設駐車場は、有料開場期間の全日開場されるのに対して、臨時駐車場は、指定管理者が有料開場期間の各日の状況に応じて開場する日を決定しており、有料開場期間が終了するまでは、駐車料金を徴収する日数が確定しないことになる。このようなことから、横須賀土木事務所は、対象期間の終了後に常設駐車場及び臨時駐車場を合わせた駐車場全体に係る土地使用料の調定を一括して行っており、平成29年4月から平成30年3月までを対象期間とする分については、翌年度である平成30年4月12日に2,004,484円の調定を行っていた。

しかしながら、同一の公園における公園施設で、管理許可を一体で行っているものであっても、当該管理許可に伴う土地使用料の調定を一括して行う必要はなく、調定を行うことができる要件が整ったものから順次行うことも可能であることから、年度当初に既に管理許可がなされているにもかかわらず、当該管理許可に伴う土地使用料の調定を一括して翌年度に行っている現状は、早期の収入確保の観点からみて適切とは認められない。また、横須賀土木事務所では、同事務所管内の他の都市公園における駐車場の管理許可や年度当初に占用許可がなされている道路、河川等の当該占用許可に伴う土地使用料の調定は、遅くとも第1四半期内には行われていることから、これらの事案との公平性の観点からみても適切とは認められない。

したがって、葉山公園における駐車場の管理許可に伴う土地使用料の調定に当たっては、早期の収入確保や他事案との公平性の確保を図るため、常設駐車場と臨時駐車場の調定を対象期間の終了後に一括して行うのではなく、年度当初に駐車料金を徴収する日数が確定している常設駐車場については、年度開始後、速やかに調定を行うこととするとともに、臨時駐車場についても、事務処理の負担にも留意しつつ、四半期など一定の期間が経過して駐車料金を徴収する日数が確定することに調定を行うこととするなどして、土地使用料の調定に係る事務が適切に行われるよう改善する必要がある。

② 清掃業務委託契約における消耗品の補充に関する件(県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター)

根府川駐車場清掃業務委託契約において、消耗品補充業務の積算に当たり、当該消耗品の年間の使用予定数量(以下「積算数量」という。)が使用の実態を反映した適切なものとなっていなかった。

県西土木事務所小田原土木センター(以下「センター」という。)では、根府川駐車場の場内及びトイレ清掃業務

について、毎年度、入札に付した上で委託して実施しており、平成30年度における契約額は1,516,320円となっている。

上記業務のうちトイレ清掃業務では、トイレットペーパー等の消耗品補充業務を行うこととされており、補充の際に使用する消耗品については受託業者に準備させ、積算数量に基づきその費用を算定し、契約金額に含めて支払うこととしていた。

そして、センターでは、トイレットペーパーの積算数量について、従前からの考え方に則り、前年度の月ごとの使用数量のうち最大の使用数量を基に、8か所ある便器について、トイレットペーパー切れが生じないよう1か所当たりの1日の必要量を2個とし、その1年分(365日)として5,840個と積算していた。

しかしながら、実際の使用数量(以下「実績数量」という。)について、受託業者からの報告に基づき確認したところ、調査を行った平成31年1月末時点では、上記の積算に基づく積算数量(306日分)は4,896個となるのに

対して、実績数量は、その半分程度の2,588個にとどまっておられ、使用の実態を反映した適切なものとなっていなかった。なお、平成28、29両年度について、同様に確認したところ、平成28年度では、積算数量5,110個に対して実績数量が3,783個、平成29年度では、積算数量5,110個に対して実績数量が3,217個といずれも相当な乖離が認められ、積算数量と実績数量との乖離は年々拡大する傾向となっていた。

したがって、根府川駐車場清掃業務委託契約について、トイレットペーパーの前年度の実績数量に基づき積算数量を見直すなど、トイレットペーパーの使用の実態を反映した適切なものとなるよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は126か所であり、また、認められなかった箇所は437か所、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき不適切事項」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア 政策局(5か所、9件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和元年8月28日(令和元年7月10日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成31年執行統一地方選挙における選挙長への報酬1件、10,600円について、誤って全額を所得税及び復興特別所得税として控除したため、相手方に支払われていなかった。
自治振興部市町村課	令和元年8月28日(令和元年7月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、第19回統一地方選挙に係る臨時啓発用ポスターの印刷及び配布契約(契約額1,718,984円)について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	平成31年4月22日(平成31年2月26日から同年3月1日まで職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、平成29年度古都緑地等緊急防災対策工事 県単(その11)の設計額の積算に当たり、法面工の法枠工について、当初設計に引き続き、変更設計においても誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(47,487,600円)が1,317,600円過小であった。 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 電柱の設置などのための行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可を行っていないものが47件、変更契約を締結していなかったものが1件あった。また、これらのうち、行政財産の使用許可2件及び普通財産の貸付け1件については、改正前の使用料又はこれに基づき算定した貸付料を徴収した結果、使用料2件及び貸付料1件、1,396円が徴収不足であった。 (2) 行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが10件あった。【特記前出】
神奈川県県央地域県政総合センター	平成31年4月26日及び令和元年7月11日(平成31年3月11日から同月14日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 行政資料の複写代として領収した現金2件、220円について、神奈川県財務規則の定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。

		<p>(2) 暖房施設等庁費立替収入の収入未済1件、1,615円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(2台、1.82㎡)に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p>
神奈川県西地域県政総合センター	平成31年4月25日(平成31年3月5日から同月8日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、管類(ガス管等)設置に係る行政財産の変更使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、45円を過大に徴収していた。</p>

イ 総務局(4か所、4件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
組織人材部職員厚生課	令和元年8月29日(令和元年7月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、週刊「日本医事新報」の年間定期購読契約(契約額35,316円)の履行確認に当たり、支出負担行為に係る伺いに検査印の押印をしていないものがあった。</p>
財政部税制企画課	令和元年8月29日(令和元年7月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、川崎県税事務所及び小田原県税事務所における庁用自動車の売払いに係る収入(計3件59,700円)について、歳入科目として(目)物品売払収入とすべきところ(目)雑入としたため、当該県税事務所が誤った科目で収入していた。</p>

(8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県緑県税事務所	令和元年9月17日(平成31年3月22日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)</p>
神奈川県自動車税管理事務所	令和元年8月28日(平成31年3月25日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)</p>

ウ 暮らし安全防災局(3か所、4件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
防災部災害対策課	令和元年7月24日(令和元年6月12日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、平成30年9月分電気料金22,537円の支払に当たり、口座振替指定日までに支払を行っておらず、その結果、口座振替割引取消額54円を支払っていた。また、同年10月分電気料金について、電力会社への口座振替依頼を失念していたため払込票での支払となり、口座振替割引(54円)を受けられなかった。</p>

(8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県温泉地学研究所	平成31年3月8日(平成31年3月7日及び同月8日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)</p>
神奈川県総合防災センター	平成31年3月15日(平成31年3月14日及び同月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費立替収入の調定に当たり、平成30年11月分について、徴収額の計算を誤ったため、2件、12,234円を過大に徴収していた。</p> <p>2 契約事務において、環境装置(排煙装置)保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額2,980,800円)の平成30年度分の履行確認に当たり、仕様書で定められた業務完了前に履行済みとして検査を行い、契約額全額を支払っていた。</p>

エ 国際文化観光局(3か所、4件)

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和元年8月26日(令和元年7月16日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、かながわアートホール舞台照明設備主幹調光器盤改修工事に係る工事請負契約(契約額32,378,400円)の前払金12,950,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。[特記前出]
国際課	令和元年8月26日(令和元年7月16日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(2台、2.75㎡)に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。 2 県と横浜市が共有する地球市民かながわプラザ敷地に係る行政財産の使用許可に当たり、共有持分割合を考慮せずに使用料を算定したため、使用料を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、843円を過大に徴収していた。
文化課	令和元年8月26日(令和元年7月17日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま看板が設置されているものが2件あった。これにより、平成30年度の使用料2件、10,225円が徴収不足であった。

オ スポーツ局(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
スポーツ課	令和元年7月23日(令和元年6月11日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 行政財産の使用許可の更新に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例(以下「条例」という。)改正後の新単価を適用すべきところ旧単価を適用したため、使用料の算定を誤って許可し、これを修正するための変更使用許可が3月を超えて遅延しているものが1件あった。 2 条例改正に伴う行政財産の変更使用許可及び普通財産貸付契約の変更に当たり、平成30年3月31日までに進行すべきところ、3月を超えて遅延しているものが4件あった。

カ 環境農政局(13か所、25件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和元年8月22日(令和元年6月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、キャビネット等の購入契約(契約額83,176円)の執行に当たり、配送費(4,698円)も含めた全額を「(節)需用費」とすべきところ、配送費を「(節)役務費」で執行していた。 2 支出事務において、省エネ家電買替普及リーフレット改訂版印刷契約(契約額135,000円)の支出命令に当たり、神奈川県財務規則で規定している請求書を添付していなかった。
環境部環境計画課	令和元年8月22日(令和元年7月2日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、キャビネット等の購入契約(契約額83,176円)の執行に当たり、配送費(4,698円)も含めた全額を「(節)需用費」とすべきところ、配送費を「(節)役務費」で執行していた。 2 支出事務において、省エネ家電買替普及リーフレット改訂版印刷契約(契約額135,000円)の支出命令に当たり、神奈川県財務規則で規定している請求書を添付していなかった。
緑政部森林再生課	令和元年8月22日(令和元年7月5日職員調査)	(要改善事項) 「林業・木材産業改善資金に関する件」(前記3(1)②参照)
農政部水産課	令和元年8月22日(令和元年7月1日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、日刊水産経済新聞の年間購読料68,688円の執行に当たり、支出負担行為として整理する時期が3月を超えて遅れていた。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学センター	令和元年5月10日(令和元年5月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調自動制御機器及び中央監視装置保守管理業務委託(契約額1,708,954円)の入札に当たり、最低制限価格を設けることができる場合に該当しないにもかかわらず、これを設けていた。 (要改善事項) 「同一業者との一者随意契約に関する件」(前記3(1)③参照)
神奈川県自然環境保全センター	令和元年9月24日(平成31年4月11日及び同月12日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産使用料の収入未済2件、4,182円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、同使用料の収入未済1件、1,296円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。[特記前出] 2 工事事務において、平成30年度宮城野林道開設工事(公共)の設計額の積算に当たり、排水施設として設置する現場打集水桝の型枠の製作・設置・撤去について、当初設計に引き続き、変更設計においても構造種別の条件区分を誤って適用して積算していたため、変更後の設計額(50,371,200円)が10,800円過大であった。 3 財産管理事務において、共架柱37本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることが設置から10年以上経過した平成30年3月に判明したところ、不当利得返還請求権に基づく使用料相当額の消滅時効が10年であるにもかかわらず、これを5年と誤認したため、平成17年10月1日から平成26年1月31日までの使用料相当額542,949円について、当該債権が時効により消滅したものと誤認し徴収していなかった。[特記前出]
神奈川県農業技術センター	平成31年2月1日(平成30年12月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、オープンラボラトリー使用に係る光熱水費の実費相当分として領収した現金1件、510円について、神奈川県財務規則の定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。 2 契約事務において、原木等管理業務委託契約(契約額797,000円)について、業務の一部が第三者に再委託されることを認識していたにもかかわらず、再委託の禁止を約定していた。 3 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線2本が共架されているものがあつた。これにより、平成30年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	平成31年2月1日(平成30年12月11日職員調査)	(要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)
神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和元年5月21日(令和元年5月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯2基が共架されているものがあつた。
神奈川県畜産技術センター[既報告]	平成31年3月13日(平成31年2月12日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額314,145円)の締結に当たり、対価の支払の時期について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内とすべきところ、40日以内としていた。 2 歳計外現金事務において、個人事業者である設計士と締結した設計監理業務委託契約の対価13,601,520円のうち前払金4,080,000円の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、669,322円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税38,600円の賦課決定を受けて同額を納付していた。[特記前出]
神奈川県水産技術センター	令和元年5月16日(平成31年2月6日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、実験廃液収集運搬委託契約(単価契約、37,800円/台)の執行に当たり、「(節)役務費」とすべきところ、「(節)委託料」で執行していた。 2 契約事務において、実験廃液収集運搬委託契約(単価契約、37,800円/台)及び実験廃液処分委託契約(単価契約、9,720円/20ℓ)について、両者が別契約であるにもかかわらず、処分業務に係る業者から見積書を徴することなく、収集運搬業務に係る業者(以下「収集運搬業者」という。)から収集運搬業務と処分業務を合わせた見積書を徴してそれぞれの契約を締結していたほか、収集運搬業者からの請

		求に基づき、処分業務に係る請求額も含めた金額を収集運搬業者に対して支払っていた。 3 財産管理事務において、水産技術センターが管理する自用小型貨物自動車2台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている6月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。
神奈川県東部漁港事務所	令和元年7月4日(令和元年5月9日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成30年度の共架柱に係る使用料3件、5,859円が徴収不足であった。[特記前出] 2 三崎漁港の漁港施設の占用許可に当たり、神奈川県漁港管理条例の規定に反した端数処理を行ったため、占用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、占用料1件、55円が徴収不足であった。
神奈川県西部漁港事務所	平成31年3月7日(平成31年1月31日及び同年2月1日職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、平成29年度県営漁港整備事業(県単)監視カメラシステム整備工事(契約額21,038,400円)について、契約書で定めた工期を2回にわたり延長するに当たり、その都度新たな変更契約を締結すべきところ、これによらず、工事等内容変更指示書により工期延長を行っていた。[特記前出] 2 財産管理事務において、漁港施設の占用許可に当たり、神奈川県漁港管理条例の規定に反した端数処理を行ったため、占用料を誤って許可しているものがあった。これにより、占用料3件、1,099円を過大に徴収していた。[特記前出]

キ 福祉子どもみらい局(11か所、21件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和元年8月27日(令和元年7月1日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、地域生活支援事業委託契約ほか3件(契約額計26,792,000円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。[特記前出]
子どもみらい部青少年課	令和元年8月27日(令和元年7月4日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、もみじ坂景観改善工事(契約額185,544,000円)の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をしていなかった。

(8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ男女共同参画センター	平成31年2月21日(平成31年1月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、「かながわ女性の活躍応援団」取組紹介冊子及びウェブサイト制作業務委託契約(契約額1,756,728円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調査を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県中央児童相談所	令和元年9月27日(平成31年4月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、児童保護措置費自己負担金44件、554,857円及び障害児保護措置費自己負担金8件、57,800円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。[特記前出] 2 支出事務において、オーキューバンエコほかの購入代ほか1件、計17,118円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。 3 契約事務において、神奈川県児童相談所全国共通ダイヤル及び子どもテレフォン相談業務委託契約(契約額27,216,000円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月18日に締結していた。[特記前出]

神奈川県平塚児童相談所	令和元年5月17日(令和元年5月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、職員から徴収する給食費の立替収入について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき毎月調定すべきところ、平成31年3月分を除き複数月分をまとめて調定していた。また、平成30年4月分から同年8月分までの立替収入5件、372,073円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和元年7月1日(平成31年1月18日職員調査)	(要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)
神奈川県小田原児童相談所	令和元年5月29日(平成31年2月27日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、外部機関が実施する専門研修の受講料(1件、7,000円)について、支出負担行為の伺いにより事前に決裁を得て執行すべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和元年9月17日(令和元年5月21日及び同月22日)	(不適切事項) 1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成30年7月分の職員給食費に係る立替収入131件、652,258円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。[特記前出] (2) 平成30年5月分の職員給食費に係る立替収入1件、832円及びインフルエンザ予防接種職員負担分に係る雑入1件、1,630円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う電柱の使用許可の変更2件について、平成30年3月31日までに変更許可すべきところ、3月を超えて遅延していた。
神奈川県立おおいそ学園 [既報告]	平成31年3月5日(平成31年2月1日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、消火器の更新(契約額25,168円)に当たり、消火器の新規購入23,168円については「(節)需用費」とすべきところ、既存品の処分費と併せて全額を「(節)委託料」で執行していた。 2 収入事務において、児童福祉施設措置費負担金(平成30年4月分から同年9月分まで)12件、44,552,012円について、調定が3月を超えて遅れていた。[特記前出] 3 支出事務において、一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立総合療育相談センター	令和元年9月27日(平成31年4月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、短期入所利用者自己負担金等の収入未済3件、17,066円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済14件、78,905円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、同規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。[特記前出] 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成28年度分から平成30年度分までの外来診療に係る医療費還付金の支払について、医療費還付依頼書の提出された日から3月を超えて遅れていたものが111件、567,620円あり、このうち1年以上経過していたものが33件、174,720円あった。また、医療費還付金の支払が遅延したことに伴い、遅延利息33件、7,500円を支払っていた。[特記前出] (2) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約額10,419,840円)に係る平成30年9月分の支払624,240円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息100円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。また、文書保存箱運搬代58,320円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。 3 契約事務において、機械設備保守・点検業務委託契約ほか4契約(契約額計54,248,832円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年6月に締結していた。

		4 財産管理事務において、行政財産の使用許可の更新手続を長期にわたり行わないまま公共基準点1基が設置されているものがあった。
神奈川県立中井やまゆり園 [既報告]	平成31年2月21日(平成30年12月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成30年度の共架柱等に係る使用料2件、3,122円が徴収不足であった。

ク 健康医療局 (14か所、20件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
保健医療部医療課	令和元年8月26日(令和元年7月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、短期大学証明書交付手数料として領収した現金11件、4,400円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。
生活衛生部生活衛生課	令和元年8月26日(令和元年7月17日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、所管の出先機関におけるホームページ広告掲載料の収入について、適切な執行科目を(目)衛生事業収入に設定すべきところ、これを行わなかったため、所管の出先機関が4件、186,000円を誤った科目、(目)雑入で収入していた。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所	平成31年4月17日(平成31年4月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県衛生研究所巡回車運行管理業務委託契約ほか3件(契約額計7,127,892円)について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	平成31年2月12日(平成30年12月19日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、自動車の賃貸借契約(契約額107,568円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間等を誤って告示していたものが11件あった。[特記前出]
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	平成31年2月1日(平成30年12月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、基準報酬額表の適用を誤り、基本報酬(日額)を11,390円とすべきところ、11,060円としていたため、賃金3件、12,210円が支給不足であった。[特記前出]
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	平成31年2月1日(平成30年12月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、感染性産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約(単価契約、3,888円/20リットル容器1個、5,400円/45リットル容器1個、契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が平成30年4月18日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県小田原保健福祉事務所	令和元年7月8日(平成31年4月22日及び同月23日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 実習指導者養成教育(社会福祉士)研修に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費3件、6,900円を支給していなかった。[特記前出] 2 実習指導者養成教育(社会福祉士)研修に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、時間外勤務手当2件、32,242円を支給していなかった。
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター	令和元年7月16日(平成31年4月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、生活困窮者等の農業訓練・社会参加促進支援事業委託契約(契約額10,349,640円)の第4四半期分2,587,410円の履行確認に当たり、同契約に基づいて提出させるべき平成31年3月分の就労準備支援シート及び活動日誌の写しが提出されていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約代金を支払っていた。[特記前出]
神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	令和元年6月14日(平成31年3月15日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、検査に係る検体搬送業務委託契約(単価契約、10,584円/回)の平成30年11月分の支払に当たり、同月26日の搬送業務について、受注者への連絡・確認が不十分であったため、受注者が検体の集荷を訪れることとなり、

		搬送すべき検体がなかったにもかかわらず、同日分の搬送料として10,584円を支払っていた。
神奈川県立衛生看護専門学校 [既報告]	令和元年5月7日(平成31年1月31日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、平成30年11月分のIP通信網サービス料金(3,888円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息26円を支払っていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが1件あった。
神奈川県立よこはま看護専門学校 [既報告]	平成31年3月18日(平成31年2月5日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、学生健康診断業務委託契約(契約額4,752円)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成30年10月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。
神奈川県立平塚看護大学校 [既報告]	平成31年2月15日(平成31年1月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、消火器の更新(契約額187,000円)に当たり、既存品の処分費12,500円については「(節)委託料」とすべきところ、新規購入費と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。
神奈川県精神保健福祉センター	令和元年6月20日(平成30年12月12日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の貸付及び使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、平成30年4月分から同年7月分までの4件、54,795円について、調定を行っていなかった。 2 支出事務において、平日・休日・土日午後輪番病院確保事業・受入時間延長体制確保料2件、30,000円及び輪番派遣病院に対する報償費16件、160,000円について、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領で定められている期限までに支払を行っていなかった。 3 財産管理事務において、行政財産の使用許可5件に係る更新許可(許可期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、使用料81,732円)について、許可期間の始期までに許可をすべきところ、平成30年4月24日に行っていた。 (要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)
神奈川県食肉衛生検査所	平成31年3月19日(平成31年2月15日職員調査)	(要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)

ケ 産業労働局(6か所、8件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
中小企業部中小企業支援課	令和元年8月7日(令和元年6月25日職員調査)	(要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)
労働部雇用労政課	令和元年8月7日(令和元年7月1日及び同月2日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に災害派遣業務に従事し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、16,556円を支給していなかった。
労働部産業人材課	令和元年8月7日(令和元年6月28日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する普通財産の有償貸付(契約額10,604,368円)について、平成30年9月から当該貸付に係る貸付料の計算基礎となる土地面積が変動したことに伴い変更契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。これにより平成30年度の貸付料1件、264,600円を過大に徴収していた。[特記前出]

(8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立産業技術短期大学校	平成31年2月19日(平成31年2月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、神奈川県立産業技術短期大学校条例の規定により原則として前納とされている職業訓練施設使用料について、後納のための特段の手続がとられていないにもかかわらず、利用期間の開始後に調定及び徴収を行っていたものが1件、4,200円あった。
神奈川県立東部総合職業技術校	令和元年5月14日(令和元年5月13日及び同月14日職員調査)	(要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)
神奈川県立西部総合職業技	平成31年2月7日(平成30年)	(不適切事項)

術校	12月12日及び同月13日職員調査)	<p>1 予算の執行において、産業廃棄物収集運搬業務委託契約(契約額140,400円)の執行に当たり、「(節) 役務費」とすべきところ、「(節) 委託料」で執行していた。</p> <p>2 庶務事務において、週休日に教務用務に従事し、週休日の振替を行わなかった、又は振替が可能な期間に振替を行わなかった職員2名に対して、時間外勤務手当3件、87,786円を支給していなかった。</p> <p>(要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)</p>
----	--------------------	--

コ 県土整備局(9か所、20件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部県土整備経理課	令和元年8月5日(令和元年6月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約(契約額244,080円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている許可証の写しが添付されていなかった。
事業管理部用地課	令和元年8月5日(令和元年6月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、用地担当職員基礎研修に係る会場使用料について、利用する必要がなくなった会場の予約取消しを行わなかったため、キャンセル料1件、6,150円を支払っていた。
河川下水道部砂防海岸課	令和元年8月5日(令和元年6月19日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、神奈川県港湾審議会委員報酬5件、95,000円及び委員旅費5件、7,452円の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所 [既報告]	平成31年1月31日(平成30年12月19日から同月21日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、公園使用料及び海岸使用料の収入未済2件、17,190円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、公園使用料の収入未済1件、16,956円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。[特記前出] 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 電柱の設置などのための行政財産使用許可9件に係る更新許可(許可期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで又は平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、使用料計44,418円)について、平成30年3月29日までに許可を行うべきところ、同年6月26日に行っていた。[特記前出] (2) 電柱の設置などのための行政財産使用許可について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可を行っていない。その結果、使用料14件、4,847円が徴収不足であった。[特記前出] (要改善事項) 「公園使用料の調定に関する件」(前記3(2)①参照)
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター [既報告]	平成31年2月5日(平成30年12月26日及び同月27日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあつた。
神奈川県県西土木事務所	平成31年3月22日(平成31年2月8日、同月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、資金前渡による郵便切手の購入代金1件、6,806円について、前渡金の受領前に、水防配備用自動車借上料に係る前渡金として既に受領していた30,000円から一時的に流用して支払っていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成29年度交通安全施設等整備工事(県単)その18、平成29年度交通安全施設補修工事(県単)その15合併の設計額の積算に当たり、仮舗装工の路盤工について、当初設計に引き続き、変更設計においても下層路盤の平均厚さの条件区分を誤って適用したため、変更後の設計額(20,282,400円)が86,400円過大であった。 (2) 平成30年度道路維持管理工事(県単)その3、平成30年度道路補修工事(県単)その2合併 側溝清掃業務委託契約(単価契約)の設計額の積算に当たり、道路清掃工の排水施設清掃工について、管渠清掃作業等に係る単価を誤った数量により積算していたため、設計額

<p>神奈川県西土木事務所小田原土木センター</p>	<p>平成31年3月22日(平成31年2月18日から同月20日まで職員調査)</p>	<p>(12,571,200円)が4,266,000円過大であった。</p> <p>(不適切事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 支出事務において、凍雪害対策業務委託契約Cブロック(単価契約、概算総価額8,445,600円)及びDブロック(単価契約、概算総価額11,991,240円)の平成30年12月分代金について、受注者から提出された請求書における単価の適用誤り等を看過したため、1件、15,552円を過大に、1件、10,422円を過小に支払っていた。 工事事務において、平成29年度防災砂防工事(県単)当初19号その1、平成29年度砂防施設改良工事(県単)当初14号その1、平成29年度交通安全施設等整備工事(県単)その9合併の設計額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、当初設計に引き続き、変更設計においても誤った歩掛を適用して積算していたため、変更後の設計額(33,512,400円)が54,000円過小であった。 庶務事務において、特殊勤務手当(危険現場手当)について、庶務事務システムに入力されていなかったため、2件、600円を支給していなかった。 <p>(要改善事項)</p> <p>「清掃業務委託契約における消耗品の補充に関する件」(前記3(2)②参照)</p>
<p>神奈川県流域下水道整備事務所〔既報告〕</p>	<p>平成31年2月27日(平成31年1月15日及び同月16日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、相模川流域下水道右岸処理場焼却炉補機棟改築工事(土木・建築)平成29年度相模川流域下水道右岸処理場焼却炉補機棟改築工事(土木・建築)県単(その2)合併(最終契約額342,614,880円)の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をしていなかった。</p>
<p>神奈川県住宅営繕事務所</p>	<p>令和元年8月6日(令和元年5月20日から同月22日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> 県営住宅駐車場に係る土地使用料1,451件、11,945,608円について、県営住宅管理事業会計の(項)使用料及び手数料(目)使用料(節)使用料の歳入科目で収入測定していたにもかかわらず、その後の事務処理上の確認漏れ等により、(項)事業収入(目)家賃収入(節)家賃収入の歳入科目で収入していた。〔特記前出〕 動物保護センター新築工事(衛生)の契約解除に伴う違約金(19,244,304円)のうち、契約締結時に付された履行保証により支払われる金額を差し引いた不足額(196,762円)について、これに相当する金額を出来形部分に相応する請負代金額から控除し、不足額に充当すべきところ、控除しないまま請負代金額を支払い、充当をしていなかった。その結果、当該不足額が平成30年度末において収入未済となっていた。〔特記前出〕 契約事務において、平成30年度県営住宅管理システム入力データ作成業務委託契約(単価契約、支出額1,547,826円)及び県営住宅家賃等口座振替関係処理業務委託契約(単価契約、支出額5,431,707円)について、受託者に個人情報取扱を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る誓約書を提出させていなかった。 工事事務において、平成30年度県営緑ヶ丘団地造成工事(道路)の設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても砕石路盤の上層に施工する瀝青材料の適用を誤ったため、変更後の設計額(46,872,000円)が108,000円過小であった。

サ 会計局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
<p>指導課</p>	<p>令和元年7月23日及び同年9月17日(令和元年6月14日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、会計事務の指導に当たり、デジタル電話交換機用蓄電池取替工事(契約額99,360円)の会計処理に係る出先機関1か所からの照会に対して、全額を「(節)需用費」により執行すると回答すべきところ、当該出先機関が、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者であると誤認したことなどから、誤って、一部について「(節)役務費」又は「(節)委託料」により執行すると回答していた。その結果、当該出先機関は、上記の会計処理に当たり、誤った予算科目により執行していた。</p>

シ 企業庁(15か所、22件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部財務課	令和元年7月24日(令和元年5月20日職員調査)	(要改善事項) 「給水装置工事施行に係る路面復旧監督事務費の支払に関する件」(前記3(1)④参照)
財務部会計課	令和元年7月24日(令和元年5月21日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、企水第626号柳島支管改良(推進)工事(第11工区)に係る工事請負契約(契約額528,560,640円)の部分払金295,930,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。[特記前出] 2 契約事務において、企発第1号基地局無線設備更新工事契約(契約額7,153,725円)の締結に当たり、受注者から契約保証金715,373円の納付、又は、これに代わる金融機関等の保証証書の差し入れ等が必要となるにもかかわらず、これを求めていなかった。
水道部経営課	令和元年7月24日(令和元年5月22日職員調査)	(要改善事項) 「給水装置工事施行に係る路面復旧監督事務費の支払に関する件」(前記3(1)④参照)
水道部計画課	令和元年7月24日(令和元年5月24日職員調査)	(要改善事項) 「配水池清掃工の積算に関する件」(前記3(1)⑤参照)
水道部水道施設課	令和元年7月24日(令和元年5月13日職員調査)	(要改善事項) 「給水装置工事施行に係る路面復旧監督事務費の支払に関する件」(前記3(1)④参照)

(8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原南水道営業所[既報告]	平成31年3月13日(平成31年2月6日及び同月7日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、車両運搬具修理代1件、17,280円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所[既報告]	平成31年4月2日(平成31年1月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが128件あった。[特記前出]
神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所[既報告]	令和元年5月7日(平成31年1月17日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、空調設備保守点検委託(契約額230,040円)について、上期の定期点検及びフィルター清掃の履行確認に当たり、対象機器1台が点検前に撤去されていたにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。また、下期のフィルター清掃に当たり、対象機器2台が更新されていたにもかかわらず、契約内容を変更していなかった。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、2円が徴収不足であつた。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成31年3月7日(平成31年2月4日及び同月5日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあつた。 1 行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが19件あつた。[特記前出] 2 線下敷に係る行政資産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、651円を過大に徴収していた。
神奈川県企業庁厚木水道営業所	令和元年7月19日(平成31年4月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、企厚第16号厚木市南町23番地付近配水管改良工事(概数設計)の設計額の積算に当たり、路面復旧工について、当初設計に引き続き、変更設計においても、厚さ10cmの上層路盤工(1層分)とすべきところ、誤って厚さ8cmと厚さ2cmの2層としたことにより、2層分の施工手間が計上されるとともに、厚さ2cmの上層路盤工の面積が過大に計上されることとなつたため、変更後の設計額(35,758,800円)が378,000円過大であつた。
神奈川県企業庁海老名水道営業所	令和元年5月28日(平成31年3月25日職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、企海第2号綾瀬市深谷中7丁目28番付近配水管改良工事(ゼロ県債)ほか6件の変更設計額の積算に当たり、土砂仮置場の借地料について、誤った借地

		<p>単価により積算していたため、変更後の設計額(計296,406,000円)が324,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(計292,189,680円)が318,600円過小であった。[特記前出]</p> <p>2 財産管理事務において、水道用地に係る行政資産の使用許可について、使用者が許可申請せずに通路として使用していることを使用開始から10年以上経過した平成30年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当の概算額3,488,124円のうち、482,880円を徴収していたが、残額3,005,244円について、使用者の消滅時効援用により徴収できなかった。[特記前出]</p>
神奈川県企業庁大和水道営業所	令和元年6月7日(平成31年3月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、企大第8号大和中央林間1丁目1番付近配水管推進工事地質調査業務委託ほか1件(契約額計6,512,400円)の履行確認に当たり、神奈川県公営企業財務規程に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。</p> <p>2 工事事務において、企大第3号大和中央林間1丁目19番付近配水管改良工事(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、舗装復旧工のアスファルト舗装について、瀝青材料を使用しない施工区分とすべきところ、瀝青材料を使用する施工区分としたため、変更後の設計額(80,611,200円)が10,800円過大であった。その結果、変更後の契約額(73,320,120円)が10,800円過大であった。</p>
神奈川県企業庁寒川浄水場	令和元年7月18日(平成31年4月18日及び同月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 会計事務処理において、寒川浄水場排水処理施設特定事業に係るサービス購入料のうち、負債である割賦未払金(税抜き)として整理している施設建設費相当分(平成30年度末1,958,770,287円)について、翌年度支払予定額を固定負債から流動負債へ振り替えるに当たり、税抜きの金額で振り替えるべきところ、消費税等を加えた金額で振り替えたため、振替額が14,105,365円過大であった。その結果、割賦未払金の総額に誤りはなかったものの、流動負債として計上する分が同額過大となり、固定負債として計上する分が同額過小となっていた。</p> <p>2 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、62円が徴収不足であつた。</p>
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成31年3月22日(平成31年1月28日及び同月29日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあつた。</p> <p>1 平成30年度の酒匂川水系ダム管理事務所事務室等清掃業務委託契約4件(契約額計1,396,656円)について、1年間以上の契約期間とし入札を実施すべきところ、四半期毎の契約期間としたうえで、一者随意契約を繰り返していた。</p> <p>2 酒匂川水系ダム管理事務所事務室等清掃業務委託契約(契約額354,888円、契約期間:平成30年4月2日から同年6月30日まで)の締結に当たり、契約日が同年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p>
神奈川県企業庁発電総合制御所	令和元年7月19日(平成31年4月16日及び同月17日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、相発第211号発電総合制御所衛生設備更新工事の設計額の積算に当たり、衛生設備の建築材料費等について、当初設計に引き続き、変更設計においても最低見積価格に誤った実勢率を適用して積算していたため、変更後の設計額(18,846,000円)が1,339,200円過大であつた。</p>

ス 議会局(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
経理課	令和元年10月1日(令和元年8月7日及び同月8日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあつた。</p> <p>1 議会専用バスの賃貸借契約ほか21件(平成30年度支払額計5,032,037円)に係る履行確認に当たり、会計局長通知に基づいて検査日を平成31年3月31日とすべきところ、同月29日としていた。</p> <p>2 神奈川県議会議員定期健康診断業務委託契約(単価契約、精算額784,200円)について、実際に履行確認をした日と異なる日付を確認日としていた。</p>

セ 教育委員会(37か所、48件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和元年8月1日(令和元年6月10日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、県立学校コンテンツ管理システム構築業務委託契約(契約額29,754,000円)について、業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。[特記前出]
行政部財務課	令和元年8月1日(令和元年6月13日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 県立学校コンテンツ管理システム構築業務委託契約(契約額29,754,000円)について、業務の一部が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。[特記前出] (2) 県立高等学校等授業料口座振替手数料2件、238,528円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息2件、300円を支払っていた。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成30年度県立高等学校等新入生一括登録に係るデータエントリ業務委託契約(単価契約、支出額1,925,681円)について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。 (2) 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約5件(契約額計98,779,571円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月1日に締結していた。[特記前出]
行政部教育施設課	令和元年8月1日(令和元年6月12日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、1,708円について、調定が3月を超えて遅れていた。
行政部教職員企画課	令和元年8月1日及び同年9月4日(令和元年6月10日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、退職手当の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、2,334,526円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税149,200円の賦課決定を受けて同額を納付していた。[特記前出]
指導部高校教育課	令和元年8月1日(令和元年6月17日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県公立高等学校入学者選抜採点システム装置賃貸借契約(長期継続契約、契約総額118,890,720円)に係る平成31年1月分リース料2,248,992円及び神奈川県公立高等学校に係るパソコン及び光学式マーク読取装置賃貸借契約(長期継続契約、契約総額136,890,000円)に係る同月分リース料2,281,500円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息2件、1,000円を支払っていた。[特記前出] 2 契約事務において、平成30年度神奈川県友好交流地域高校生派遣業務委託契約ほか1件(契約額計4,385,295円)について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当しないにもかかわらず、同号を適用し、入札を行わずに見積合せを行い、随意契約を締結していた。
指導部保健体育課	令和元年8月1日(令和元年6月19日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、学校体育指導事業等に係る講師謝礼等の支払に当たり、口座振込申出書を債権者(55名)から徴取する際、当該申出書に不要な個人情報(生年月日)を記載させていた。
生涯学習部生涯学習課	令和元年8月1日(令和元年6月24日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、普通財産の貸付契約(2件、契約額計12,640円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年3.1%としていた。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会教育局 中教育事務所 [既報告]	平成31年4月4日(平成31年2月26日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、全国人権・同和教育研究大会の参加資料代(1件、5,000円)について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支

		払っていた。
神奈川県立図書館 [既報告]	平成31年4月9日(平成31年2月8日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、生涯学習情報システム機器賃貸借契約に係る平成30年8月分の支払額122,958円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息100円を支払っていた。 2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処理業務委託契約(単価契約、概算総価額388,800円)の締結に当たり、契約書に契約単価を誤って記載していた。
神奈川県立川崎図書館 [既報告]	平成31年3月27日(平成31年1月29日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、専門図書及び雑誌の購入代3件、881,089円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1,500円を支払っていた。
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和元年9月17日(平成31年1月17日及び同月18日職員調査)	(要改善事項) 「機械警備業務委託に関する件」(前記3(1)①参照)
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	令和元年7月8日(平成31年3月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、第1四半期県立学校渉外費1件、5,000円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立旭高等学校	令和元年7月23日(平成31年4月24日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、対外運動競技等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、2件、8,000円を支給していなかった。
神奈川県立横浜旭陵高等学校 [既報告]	平成31年3月5日(平成31年1月7日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯9基が共架されているものがあった。
神奈川県立氷取沢高等学校	令和元年9月17日(平成31年4月23日職員調査)	(不適切事項) 事務事業の執行において、全日制授業料の徴収に当たり、債務者が納付期限内に納付していたにもかかわらず、督促状を送付していた。
神奈川県立市ヶ尾高等学校	令和元年6月28日(平成31年4月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 携帯電話賃貸借契約(契約額2,106円)について、携帯電話の返却処理期限までに返却していなかった。その結果、追加利用料金1件、1,296円を支払っていた。 2 緊急時等の対応として執行何票兼支出命令票により予算を執行した、台風に伴うヤナギ倒木処理業務契約ほか1件(契約額計223,344円)について、起案用紙等を用いて、予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。
神奈川県立舞岡高等学校	令和元年8月8日(平成31年4月18日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱(本柱)が設置され、さらに、同電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。これにより使用料1件、3,540円が徴収不足であった。
神奈川県立柏陽高等学校 [既報告]	平成31年3月18日(平成31年1月7日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機等の設置に係る教育財産の目的外使用許可(1.42㎡)に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、1,297円を過大に徴収していた。
神奈川県立横浜緑園高等学校	令和元年6月6日(平成31年4月24日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、11件、44,000円を支給していなかった。
神奈川県立瀬谷高等学校	平成31年4月11日(平成31年3月6日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、遠足生徒引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、7件、7,700円を支給していなかった。
神奈川県立川崎高等学校	平成31年1月16日(平成30年12月4日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成30年度公開講座講師謝礼5件、37,500円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、再配当額30,000円を超過したことから、不足する1件、7,500円について私費会計から支出していた。
神奈川県立川崎工科高等学校	令和元年8月27日(令和元年5月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、雨水貯留管空気抜き施設の設置のための教育財産の目的外使用許可に係る更新許可(許可期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、使用料は免除)について、平成30年3月31日までに許可を行うべきところ

		ろ、3月を超えて遅延しているものが1件あった。
神奈川県立生田高等学校	令和元年9月17日(平成31年3月19日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機5台及びゴミ箱5台の教育財産の目的外使用許可(使用料:11,627円)について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。
神奈川県立麻生総合高等学校	令和元年8月8日(令和元年5月17日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入1件、740円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。 2 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済18件、1,036,165円について、平成26年度から平成28年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立橋本高等学校	令和元年7月4日(令和元年5月9日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る建物使用料1件、22,948円について、調定が年度内に行われていなかった。 2 財産管理事務において、会議室の使用に係る教育財産の目的外使用許可(165.59㎡)に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、2円を過大に徴収していた。
神奈川県立海洋科学高等学校	令和元年7月18日(令和元年5月9日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、授業料の収入未済8件、475,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。[特記前出]
神奈川県立追浜高等学校	令和元年9月24日(令和元年5月9日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、神奈川県財務規則に定める備品の現物照合に当たり、ビデオカメラ1台(帳簿価格67,200円)を紛失していたにもかかわらず、所在を確認できたものとして、備品台帳に記録し、教育局行政部財務課に報告していた。
神奈川県立平塚工科高等学校	令和元年6月7日(平成31年4月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、16,000円を支給していなかった。
神奈川県立深沢高等学校	令和元年8月7日(平成30年12月6日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成30年度教員用教科書代ほか2件、6,429円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。
神奈川県立大和南高等学校	令和元年6月6日(平成31年4月15日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、消火器24本の更新(契約額148,416円)に当たり、既存品のリサイクル料金(12,000円)については「(節)委託料」とすべきところ、消火器の新規購入費及び処分費と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。 2 収入事務において、授業料の収入未済3件、178,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。[特記前出]
神奈川県立有馬高等学校	平成31年4月12日(平成31年3月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、11項目水質検査業務の委託契約(契約額8,640円)について、受託者ではなく、受託者が再委託した者が発行した検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。
神奈川県立二宮高等学校	令和元年7月23日(平成31年4月18日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額1件、1,440円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 2 財産管理事務において、東日本旅客鉄道株式会社に対する教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って544,113円を過大に徴収していた。その結果、還付加算金が発生することになった。[特記前出]
神奈川県立愛川高等学校	令和元年7月9日(平成31年)	(不適切事項)

	3月22日職員調査)	支出事務において、トイレの修理工事代1件、100,980円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立鶴見養護学校	令和元年7月10日(令和元年5月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費3件、2,103円を支給していなかった。
神奈川県立瀬谷養護学校[既報告]	平成31年4月16日(平成31年2月14日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入1件、4,979円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、平成29年7月10日から平成35年7月31日までを使用期間とする申請に対し、教育財産の管理等に関する規程及び教育財産の目的外使用許可取扱要領に基づき許可期間を平成29年7月10日から平成34年3月31日までとすべきところ、平成35年7月31日までとしていた。
神奈川県立平塚養護学校[既報告]	平成31年4月4日(平成31年1月28日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、公衆電話室の設置に係る教育財産の目的外使用許可に当たり、使用許可日数を誤認したため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、2円を過大に徴収していた。
神奈川県立伊勢原養護学校	令和元年9月4日(平成31年4月17日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、分教室1年宿泊学習に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費4件、5,620円を支給していなかった。

ソ 収用委員会事務局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
収用委員会事務局	令和元年9月27日(令和元年8月6日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、収用委員会が実施する審理等の速記業務に係る契約(単価契約、支出額209,952円)について、受注者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約に基づき提出させることとしていた従事者の変更届出書を提出させていなかった。

タ 公安委員会(2か所、2件)

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚警察署[既報告]	平成31年3月8日(平成31年2月5日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産使用料の収入未済1件、100,093円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。
神奈川県宮前警察署	令和元年7月18日(平成31年4月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費の立替収入1件、8,111円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局(17か所)

(ア) 本庁機関(12か所)

知事室、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、SDGs推進課、未来創生課、政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部情報公開広聴課、政策部NPO協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、基地対策部基地対策課

(イ) 出先機関(3か所)

神奈川県東京事務所、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター、神奈川県湘南地域県政総合センター

[以下既報告](2か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局(23か所)

(ア) 本庁機関(11か所)

総務室、組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税務指導課、ICT推進部情報システム課、ICT推進部ICT・データ戦略課、財産経営部財産経営課、財産経営部施設整備課、財産経営部庁舎管理課

(イ) 出先機関 (7か所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告] (5か所)

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県小田原県税事務所

ウ くらし安全防災局 (6か所)

(ア) 本庁機関 (5か所)

総務危機管理室、防災部消防課、防災部工業保安課、くらし安全部くらし安全交通課、くらし安全部消費生活課

(イ) 出先機関 (1か所)

神奈川県消防学校

エ 国際文化観光局 (4か所)

(ア) 本庁機関 (2か所)

観光部観光企画課、観光部国際観光課

(イ) 出先機関 (0か所)

[以下既報告] (2か所)

神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア

オ スポーツ局 (4か所)

総務室、ぬりんピック課、オリンピック・パラリンピック課、セーリング課

カ 環境農政局 (15か所)

(ア) 本庁機関 (8か所)

環境部大気水質課、環境部資源循環推進課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、農政部農政課、農政部農業振興課、農政部農地課、農政部畜産課

(イ) 出先機関 (3か所)

神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所

[以下既報告] (4か所)

神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県水産技術センター相模湾試験場

キ 福祉子どもみらい局 (15か所)

(ア) 本庁機関 (11か所)

共生社会推進課、人権男女共同参画課、子どもみらい部次世代育成課、子どもみらい部子ども家庭課、子どもみらい部子ども支援課、子どもみらい部私学振興課、福祉部地域福祉課、福祉部高齢福祉課、福祉部障害福祉課、福祉部障害サービス課、福祉部生活援護課

(イ) 出先機関 (2か所)

神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立青少年センター

[以下既報告] (2か所)

神奈川県立女性相談所、神奈川県立さがみ緑風園

ク 健康医療局 (12か所)

(ア) 本庁機関 (7か所)

総務室、県立病院課、保健医療部医療保険課、保健医療部健康危機管理課、保健医療部健康増進課、保健医療部がん・疾病対策課、生活衛生部薬務課

(イ) 出先機関 (3か所)

神奈川県平塚保健福祉事務所、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、神奈川県動物愛護センター

[以下既報告] (2か所)

神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県立煤ヶ谷診療所

ケ 産業労働局 (13か所)

(ア) 本庁機関 (6か所)

総務室、産業部産業振興課、産業部企業誘致・国際ビジネス課、産業部エネルギー課、中小企業部商業流通課、中小企業部金融課

(イ) 出先機関 (1か所)

神奈川県計量検定所

[以下既報告] (6か所)

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県障害者職業能力開発校

コ 県土整備局 (28か所)

(ア) 本庁機関 (19か所)

総務室、事業管理部建設業課、事業管理部建設リサイクル課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河川課、河川下水道部下水道課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(イ) 出先機関 (5か所)

神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

[以下既報告] (4か所)

神奈川県平塚土木事務所、神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県厚木土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター

サ 会計局 (2か所)

会計課、調達課

シ 企業庁 (13か所)

(ア) 本庁機関 (6か所)

総務室、財務部財産管理課、財務部情報管理課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(イ) 出先機関 (6か所)

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所

[以下既報告] (1か所)

神奈川県企業庁藤沢水道営業所

ス 議会局 (3か所)

総務課、議事課、政策調査課

セ 教育委員会 (163か所)

(ア) 本庁機関 (8か所)

行政部行政課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、支援部子ども教育支援課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部文化遺産課

(イ) 出先機関 (137か所)

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立近代美術館、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立新栄高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜修徳高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀光明高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立平塚湘

風高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曽屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立相模向陽館高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立吉田島高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立金沢養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立三ツ境養護学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立鎌倉養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立秦野養護学校、神奈川県立座間養護学校、神奈川県立相模原中央支援学校、神奈川県立えびな支援学校

〔以下既報告〕(18か所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立体育センター、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

ソ 人事委員会事務局 (2か所)

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

タ 監査事務局 (2か所)

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

チ 労働委員会事務局 (1か所)

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

ツ 選挙管理委員会 (1か所)

神奈川県選挙管理委員会

テ 神奈川海区漁業調整委員会 (1か所)

神奈川県海区漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会 (1か所)

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会 (警察本部) (111か所)

(7) 本庁機関 (59か所)

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部会計課、総務部施設課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転免許課、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、警備部オリンピック・パラリンピック対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(4) 出先機関 (41か所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県山手警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈

川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

〔以下既報告〕(11か所)

神奈川県磯子警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県相模原南警察署

5 その他特記すべき事項

平成30年定期監査の結果により当局が講じた措置の内容について監査したところ、要改善事項として指摘した「スクールバス運行業務委託契約における事務の執行に関する件」について教育局支援部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）が講じた措置について、次のような事態が見受けられた。

平成30年定期監査において、長期継続契約によるスクールバス運行業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため受注者との間で締結することとされている協定を締結していなかったり、協定は締結していたものの、毎年度実施することとされている契約額見直しの要否の検証を全く行っていない、契約額見直しの要否の検証に当たり誤りがあったりして事務の執行が適正に行われていなかった事態が見受けられたことから、制度所管課である特別支援教育課において、各所属に対して、物価変動の具体的な算定方法について、よりわかりやすく示すことを含め、本件委託契約に係る事務手続の周知徹底を図るなどして契約事務の執行が適正に行われるよう改善する必要がある旨、要改善事項として指摘したところである。

これに対して、特別支援教育課が講じた措置は次のとおりである。

要改善事項については、監査における指摘を受け、受託バス会社に協定書について意見の聞き取りを行った。

聞き取った内容は、スクールバスの運行に関しては多発したバス事故を発端とする国の安全基準の強化等により、現契約書第12条に長期継続契約に伴う契約額の調整の規定を追記した当時と状況が大きく変化している、また、協定書で指定した統計データが必ずしも実勢を表すとは限らないとのことであった。

それらの意見を踏まえ、教育局内で検討した結果、予期することができない特別な要因等により契約金額が不適当になったときは、協議の上、契約額の変更ができるように契約書を改め、平成30年12月28日に契約書第12条を改定し、協定書は破棄することとした。

当該見直しについては、平成30年12月20日に各所属にも通知による周知を行い、適正な執行を図ることとした。

今後は、受託バス会社と連携し、特別な要因等により契約金額が不適当になったときは、速やかに協議を行うよう、適正な執行を図ることとした。

しかしながら、上記の措置は、契約事務の執行が適正に行われるよう改善することを求めた指摘の趣旨を踏まえたものとはなっていない。

また、当該措置による変更後の契約では、「予期することができない特別な要因等により契約金額が不適当になったときは、協議の上、契約額の変更ができる」とされているのみで、契約期間が8年間にわたることを踏まえて、「業務内容の大幅な変更又は物価変動等社会情勢の変化に対応するため、合理的な指標等を用いた契約額の調整方法について本契約締結後すみやかに協議し、合意する」とされている従来の契約の枠組みとは大きく異なるものとなっている。

このように、競争入札を行って受注者を決定した本件契約について、契約締結後に入札時の条件と大きく異なる内容を含む変更契約を締結する結果となっており、特に、平成30年度の新たな契約については、契約締結後1か月から10か月程度しか経過していないのに、変更契約を締結しているなど、契約の公正性、透明性等の観点からも適当ではない。